

【改正後全文（平成 27 年 1 月 1 日以降）】

厚生労働省発障第 1 2 1 8 0 0 2 号  
平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日

最終改正

厚生労働省発障 0216 第 5 号  
平成 2 7 年 2 月 1 6 日

各 { 都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 } 殿

厚生労働事務次官

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について

標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、平成 19 年 2 月 23 日厚生労働省発障第 0223004 号本職通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」は廃止する。

おって、平成 18 年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

## 別紙

### 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

#### (通則)

- 1 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。  
労働省

#### (交付の目的)

- 2 この国庫負担金は、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所支援及び指定通所支援等に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

#### (用語の定義及び解釈)

- 3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 「指定発達支援医療機関」とは、法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関をいう。
  - (2) 「障害児通所支援事業所」とは、法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する障害児通所支援事業所をいう。
  - (3) 「障害児相談支援事業所」とは、法第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
  - (4) 「障害児入所施設」とは、法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。
  - (5) 「福祉型障害児入所施設」とは、法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
  - (6) 「医療型障害児入所施設」とは、法第 42 条第 2 号の医療型障害児入所施設をいう。
  - (7) 「障害児入所措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、指定発達支援医療機関については、委託に要する費用とする。）をいい、次の費目に分けるものとする。

## ア 事務費

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。

## イ 事業費

事務費以外の経費（治療に要する費用を除く。）であって、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所している措置児童等（ただし、措置停止中のものを除く。）に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

## ウ 福祉・介護職員処遇改善加算費

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要へ応えるため、職員の処遇改善に取り組む障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

## エ 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

介護保険サービスと比べた障害児入所施設の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進める障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

- (8) 「やむを得ない事由による措置費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、指定都市、児童相談所設置市及び市町村（特別区を含み、指定都市及び児童相談所設置市を除く。以下 (10) において同じ。）が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用を除く。）をいう。
- (9) 「障害児入所措置医療費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用に限り、指定発達支援医療機関については、委託後に要する費用とする。）をいう。
- (10) 「やむを得ない事由による措置医療費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、指定都市、児童相談所設置市及び市町村が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用に限る。）をいう。
- (11) 「障害児入所施設の定員」とは、都道府県、指定都市、中核市及び市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下 (12) において同じ。）以外（以下「社会福祉法人等」とする。）の設置する施設にあつては、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長が認可した定員をいい、都道府県、指定都市、中核市及び市町村の設置する施設にあつては、当該地方公共団体が、条例等で定めた定員をいう。
- (12) 「措置児童等」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった児童、法第 31 条に規定する保護期間の延長を認めた者並びに指定都市、中核市及び市町村が法第 21 条の 6 に規定する措置をとった児童をいう。
- (13) 「保護単価」とは、障害児入所措置費及び障害児入所措置医療費における措置児童等の 1 人当たりの事務費、事業費の月額及びその他の単価であつて、5 の (1)

- のアの（ウ）及び（２）のアの（ウ）に定めるところにより都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長がその施設について設定したものをいう。
- (14) 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員又は入所者数並びにその他の員数を乗じて得た額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を合計して得た額等であって、５の（１）のアの（エ）、イの（ウ）、（２）のアの（エ）又はイの（ウ）に定めるところにより施設に対し各月算定して支弁しなければならないものをいう。
- (15) 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（特別支援学校の中学部を含む。）をいう。
- (16) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- ア 「１級地」とは、人事院規則九一四九（地域手当）（平成 18 年 2 月 1 日人事院規則九一四九）別表第一（以下「級地区分表」という。）の支給割合が一級地とされている地域とする。
- イ 「２級地」とは、級地区分表の支給割合が二級地とされている地域とする。
- ウ 「３級地」とは、級地区分表の支給割合が三級地とされている地域並びに東京都のうち東久留米市とする。
- エ 「４級地」とは、級地区分表及び附則別表第一の支給割合が四級地とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都のうち小金井市、神奈川県のうち綾瀬市、座間市及び逗子市、大阪府のうち摂津市及び大東市並びに広島県のうち府中町とする。
- オ 「５級地」とは、東京都のうち、東大和市並びに大阪府のうち松原市とする。
- カ 「６級地」とは、級地区分表及び附則別表第一の支給割合が五級地とされている地域並びに埼玉県のうち狭山市、蕨市、川口市のうち旧鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市とする。
- キ 「７級地」とは、級地区分表及び附則別表第一の支給割合が六級地とされている地域並びに京都府のうち長岡京市とする。
- ク 「その他」とは、アからキ以外の地域とする。
- (17) 「障害児通所支援給付費基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）」に準じて算定した額をいう。
- (18) 「肢体不自由児通所医療費基準額」とは、法第 21 条の 5 の 28 第 2 項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額をいう。
- (19) 「指定入所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定入所支援（法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定

入所支援をいう。)に要した費用(入所特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した額とする。)をいう。

- (20) 「指定通所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援(法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。)及び基準該当通所支援(法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。)に要した費用(通所特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定通所支援及び基準該当通所支援に要した額とする。)をいう。

(交付の対象)

4 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害児入所給付費等国庫負担金

ア 障害児施設措置費国庫負担金

(ア) 障害児入所措置費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった場合における法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第45条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用(治療に要する費用を除き、指定発達支援医療機関については、委託後に要する費用とする。)

(イ) やむを得ない事由による措置費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村(特別区及び地方自治法第284条第1項に掲げる一部事務組合並びに広域連合を含み、指定都市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。)が法第21条の6に規定する措置をとった場合に必要な費用(治療に要する費用を除く。)

イ 障害児施設給付費等国庫負担金

(ア) 障害児入所給付費等

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第24条の2に規定する障害児入所給付費、法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費若しくは法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費(以下「障害児入所給付費等」という。)の支給をした場合における法第50条第6号の4に規定する障害児入所給付費等の支給に要する費用(障害児入所医療費の支給に要する費用を除く。)

(イ) 障害児通所給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費、法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費若しくは法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費(以下「障害児通所給付

費等」という。)の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する障害児通所給付費等の支給に要する費用(肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用を除く。)

(ウ) 障害児相談支援給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費及び法第 24 条の 27 第 1 項に規定する特例障害児相談支援給付費(以下「障害児相談支援給付費等」という。)の支給をした場合における法第 51 条第 6 号に規定する障害児相談支援給付費等の支給に要する費用

(エ) 旧障害児施設給付費等

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成 22 年法律第 71 号)第 4 条による改正前の児童福祉法(以下「旧法」という。)第 24 条の 2 に規定する障害児施設給付費、旧法第 24 条の 6 に規定する高額障害児施設給付費若しくは旧法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費(平成 24 年 3 月 31 日までに提供されたものに限る。)に関して、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の支給に要する費用

(2) 障害児入所医療費等国庫負担金

ア 障害児施設措置医療費国庫負担金

(ア) 障害児入所措置医療費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用(治療に要する費用に限る。)

(イ) やむを得ない事由による措置医療費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第 21 条の 6 に規定する措置をとった場合に必要な費用(治療に要する費用に限る。)

イ 障害児施設医療費国庫負担金

(ア) 障害児入所医療費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療費の支給をした場合における法第 50 条第 6 号の 4 に規定する障害児入所医療費の支給に要する費用

(イ) 肢体不自由児通所医療費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第 21 条の 5 の 28 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

(ウ) 旧障害児施設医療費

旧法第 24 条の 20 に規定する障害児施設医療費(平成 24 年 3 月 31 日までに提

供されたものに限る。) に関して、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の支給に要する費用

(交付額の算定方法)

5 この国庫負担金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額とする。

(1) 障害児入所給付費等国庫負担金

ア 障害児施設措置費国庫負担金

(ア) 基本額

① 障害児入所措置費

この国庫負担金は、この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額(個々の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する各月の支弁額(治療に要する費用を除く。))の年間の合算額の全障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額(治療に要する費用を除き、当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。)を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。)から当該年度における(オ)に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における徴収金基準額が当該年度の支弁総額を超える場合においては、当該支弁総額と同額まで控除するものであること。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費については、次により算定する。

(i) 福祉・介護職員処遇改善加算費

各月の支弁額(治療に要する費用を含み、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇特別加算費を除く。以下(ii)において同じ。)に「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成24年3月30日障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)(以下「処遇改善事務処理手順」という。)に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善加算率を乗じて得た額とする。

(ii) 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

各月の支弁額に処遇改善事務処理手順に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善特別加算率を乗じて得た額とする。

② やむを得ない事由による措置費

「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の1に基づき算定した費用(肢体不自

由児通所医療費基準額を除き、当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。以下この項において同じ。)から、同通知の別紙に基づき算定した通所利用者負担額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における通所利用者負担額が同通知の1に基づき算定した額を超える場合においては、同通知の1に基づき算定した額と同額まで控除するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置費を負担するものである。

経費の種類別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所措置費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない事由による措置費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定発達支援医療機関について、次の②から③までに定めるところによりその年度における障害児入所措置費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。

② 事務費の保護単価の設定方法

- (i) 福祉型障害児入所施設のその年度における措置児童1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等に

より定まる別表7の事務費の保護単価の、1一般分保護単価（別表8または別表9の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が別表1の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

- (ii) (i)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(i)の方法により、その施設の保護単価を改定する。

③ 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、別表2の(2)から(17)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定するものとする。

(エ) 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第50条第7号及び第7号の2の規定によりその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児入所措置費の費目の用途

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置費の費目の種類は次のとおりとする。

- (i) 別表2の第1欄に掲げる費目
- (ii) 福祉・介護職員処遇改善加算費
- (iii) 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

③ 障害児入所措置費の各月の支弁額の算式

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置費の各月の支弁額の算式は次のとおりとする。

- (i) 別表2の第2欄から第4欄に掲げるとおり
- (ii) 5の(1)のアの(ア)の①の(i)のとおり
- (iii) 5の(1)のアの(ア)の①の(ii)のとおり

④ 定員外支弁の禁止

障害児入所措置費の支弁額の算定にあたっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

(オ) 徴収金基準額

① 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等単位に、別表6の各月初日(月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。)の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額(この額にその月のその措置児童等に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。)により算定した額の年間の合算額とすること。

② ①における各月の支弁額の算定方法

(i) 福祉型障害児入所施設の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費は、徴収の対象とはならないこととする。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。)+別表2(2)~(17)及び別表3に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁した合算額

算式(2)

〔(事務費の月額保護単価+別表2(2)~(17)及び別表3に掲げる各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+別表2(2)~(17)及び別表3に掲げる各費目のうち月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

(ii) 医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、別表2(2)~(17)及び別表3に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につき支弁した額(その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの別表2(2)~(17)及び別表3に掲げる各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、前記①の算式(2)に準じて算定した額。)に(2)のアの(エ)により算定した支弁額の合算額とする。

なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。

イ 障害児施設給付等国庫負担金

(ア) 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額(別表4の第3欄に掲げる基準額の合計額をいう。)を基本額として負担するものであ

ること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、この国庫負担金については、法第53条の規定により、その2分の1に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村（特別区を含み、指定都市及び児童相談所設置市を除く。）は、法第50条第6号の4、法第51条第1号及び第6号、法第53条及び旧法第50条第6号の4並びに旧法第53条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその給付費を負担するものである。

経費の種類	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設給付費等の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所給費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
障害児通所給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
障害児相談支援給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
旧障害児施設給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2

(ウ) 対象経費等

この国庫負担金の費目の種類は、別表4の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(2) 障害児入所医療費等国庫負担金

ア 障害児施設措置医療費国庫負担金

(ア) 基本額

① 障害児入所措置医療費

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する各月の支弁額（治療に要する費用に限る。）の年間の合算額の全障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（治療に要する費用に限り、当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。）を基本額として負担するものであること。ただし、（1）のアの（ア）の①のただし書きに規定する場合においては、その超える額をこの項における支弁総額から控除した額を基本額として負担するものであること。

② やむを得ない事由による措置医療費

「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用（肢体不自由児通所医療費基準額に限り、当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。以下この項において同じ。）を基本額として負担するものであること。ただし、（1）のアの（ア）の②のただし書きに規定する場合においては、その超える額をこの項における同通知の1に基づき算定した額から控除した額を基本額として負担するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は（ア）により算定した基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置医療費を負担するものであること。

経費の種類別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所措置医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない	指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村	1 / 4	1 / 4		1 / 2

事由による措置医療費	置市及び市町村	立施設及び社会福祉法人立施設等			
------------	---------	-----------------	--	--	--

(ウ) 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定発達支援医療機関について、次の②に定めるところによりその年度における措置医療費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。

② 障害児入所措置医療費の保護単価の設定方法

障害児入所措置医療費の保護単価の設定は、別表 3 に掲げる措置医療費の保護単価をそのまま設定すること。

(エ) 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 の規定によりその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した額をその月の措置医療費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児入所措置医療費の費目の使途

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置医療費の費目の種類は別表 3 の第 1 欄に掲げる費目とする。

③ 障害児入所措置医療費の各月の支弁額の算式

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置医療費の各月の支弁額の算式は別表 3 の第 2 欄から第 4 欄に掲げるとおりとする。

④ 定員外支弁の禁止

障害児入所措置医療費の支弁額の算定にあたっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員をこえる部分は算入しないものとする。

イ 障害児施設医療費国庫負担金

(ア) 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額（別表 5 の第 3 欄に掲げる基準額の合計額をいう。）を基本額として負担するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、この国庫負担金については、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 4、法第 51 条第 1 号及び第 6 号、法第 53 条及び旧法第 50 条第 6 号の 4 並びに旧法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその医療費を負担するものである。

経費の種類	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
肢体不自由児通所医療費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
旧障害児施設医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2

(ウ) 対象経費等

この国庫負担金の費目の種類は、別表 5 の第 1 欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第 2 欄及び第 3 欄に掲げるとおりとする。

(国庫負担金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の執行が困難となった場合には速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

#### (申請の手続き)

8 この国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事は、別紙様式 2 - 1 による申請書に關係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長（4 の（1）のアの（イ）、イの（イ）、（ウ）、（2）のアの（イ）及びイの（イ）の事業に限る。以下 12 において同じ。）は別紙様式 3 による申請書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、（2）の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、都道府県分とあわせて厚生労働大臣に提出するものとする。
- (4) （1）から（3）に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式 2 - 2 による申請書に關係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8 に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

10 都道府県知事は、8（2）又は 9 による交付申請書が到達したときは速やかに厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

#### (交付決定の通知)

11 都道府県知事は、指定都市及び児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、旧障害児施設給付費等、障害児入所措置医療費、障害児入所医療費及び旧障害児施設医療費を除く。）について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

（実績報告）

12 この国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- （1） 都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式6-1による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで（7の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- （2） 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日まで（7の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に都道府県知事に提出して行わなければならない。
- （3） 都道府県知事は、（2）の報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、都道府県分とあわせて厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- （4） （1）から（3）に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式6-2による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで（7の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（国庫負担金の額の確定の通知）

13 都道府県知事は、指定都市又は児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、旧障害児施設給付費等、障害児入所措置医療費、障害児入所医療費及び旧障害児施設医療費を除く。）について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を行うものとする。

（国庫負担金の返還）

14 厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 (1) 端数計算の方法

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金(障害児入所措置費及び障害児入所措置医療費に限る。)における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し又はある金額に数値を乗じて計算した場合1円未満の端数を生じたときはその端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費については、処遇改善事務処理手順に定めるところによるものとする。

また、やむを得ない事由による措置費、障害児施設給付費等国庫負担金、やむを得ない事由による措置医療費及び障害児施設医療費国庫負担金の算定方法に基づき算定する場合並びに健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合には、その定めるところによるものとする。

(2) 保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長並びに市町村長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。